

# 答申

## 上下水道料金の改定について

11月22日、仙北市水道運営審議会の佐々木功委員長、仙北市下水道使用料等検討委員会の中村清三郎委員長から田口市長に対し「水道料金改定について」と「適正下水道使用料の検討について」の答申書が提出されました。

本答申は、水道事業は令和4年1月から3回、下水道事業は令和3年11月から6回にわたる、料金のあり方についての審議を経てまとめられたものです。

答申の概要は次のとおりです。答申書全文は、ホームページに掲載しています。

### 水道料金 増額改定は来年度以降へ

改定日は、審議会で**再検討**

段階的に改定を行うなどの激変緩和措置が必要

- ▶ 水需要の動向、水道施設の状況および水道事業の運営を考えると水道料金の値上げは、やむを得ない。
- ▶ 料金改定率については、平均30%以下の増額とすることが望ましい。
- ▶ 昨今の社会情勢などを勘案し、料金改定日は、来年度以降に再度検討し、適切な時期を判断する。
- ▶ 増額改定は、市民生活に大きな影響をおよぼすことから、2か年程度、段階的に改定を行うなどの激変緩和措置を講じるなどの配慮が必要である。



佐々木委員長から「水道料金改定について」の答申書が提出されました。

### 下水道使用料 (集落排水、浄化槽含む) 早期に料金改定が必要

改定日は、**令和5年9月1日**が望ましい

経営基盤強化のため、基本使用料を改定

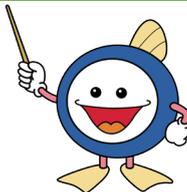
- ▶ 使用料収入で賄えているのは維持管理費の一部であり、経営基盤を強化するうえでも、早期に適正な料金への改定が必要である。
- ▶ 使用料改定率については、平均30.2%以下の増額とすることが望ましい。
- ▶ 固定的に経費を回収する必要があるため、基本使用料を改定するとともに、使用水量の少ない世帯を考慮し、基本水量を5m<sup>3</sup>から10m<sup>3</sup>とすることが望ましい。
- ▶ 従量料金は11m<sup>3</sup>からとし、料金単価は据え置くことが望ましい。浄化槽は、2人から5人使用までの料金単価は据え置きとし、6人以上の使用からは料金単価の改定をすることが望ましい。
- ▶ 下水道事業の現状を見ると一刻も早い改定が求められ時期を遅らせるほど改定率は高くなることから、改定日は令和5年9月1日とすることが望ましい。



中村委員長から「適正下水道使用料の検討について」の答申書が提出されました。

### 附帯意見

- ▶ 市の政策として一般会計からの繰入などを検討するなど可能な限り値上げ額を抑制し、引き続き経費の削減、収益の確保など、更なる経営の効率化と健全化に努めること。
- ▶ 市民に対し上下水道事業の現状や料金改定の必要性について、分かりやすい資料および説明により、十分な周知と理解を得ること。
- ▶ 適正な料金水準となっているか、5年を目処に定期的に料金を検討する機会を設けること。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」